

令和2年度

# いなば



【いなば新役員就任】任期：令和2年7月1日から令和6年6月30日まで

(後列)・総括監事 富樫 俊昭 ・理事 齋藤 政通 ・理事 岡部 源喜 ・監事 齋藤 智  
(前列左から) ・理事 成田 道哉 ・理事長 齋藤 豪 ・理事 石川 秀

 <sup>みどり</sup>水ノネット いなば

因幡堰土地改良区

〒999-7601

山形県鶴岡市藤島字笹花16番地2

Tel 0235(64)2169

Fax 0235(64)2040

## 水土里ネットいなば便りの発刊にあたり

水土里ネットいなば  
理事長 齋藤 豪



因幡堰土地改良区の組合員の皆さま、関係各位の皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび前富樫理事長の後任ということで、大任を仰せつかったわけですが、誠に光栄に存じますとともに、この重責を担うにあたり、あらためて身の引き締まる思いでございます。

土地改良区（水土里ネット）は、永く地域の農家に密着した土着的な仕事であることこそが強みであり、その顔のわかる付き合いやコミュニケーションの中で培われた絶対的な信頼関係によって、これまで様々な事業の推進や地域活動をとおした農村環境の保全と共に生活環境の向上を果たしてきたことはあらためて申し上げるまでもありません。しかし、現在の農村人口減少や高齢化の進展に伴い、ここで生活する農家や住民のニーズの多様化による農村を取り巻く環境の変化は、既に農家と水土里ネットだけでは、この農村の維持すら難しくなっているのが現状です。

本区はこうした中であって、これまで鶴岡市の基幹産業である農業・農村振興の中核を担ってきたものではありませんが、いま新たな役割として、地域とのパートナーシップの構築を図りながら、更に踏み込んだ持続可能な社会の仕組みづくり・地域づくりの一翼を担うことが強く求められております。

現在、国の動向としては、こうした水土里ネットの新たな役割への期待の高まりを受けながら、平成二十二年度に大幅に削減された土地改良予算も順調に回復しており、昨年四月には土地改良区運営の基盤強化策として、改正土地改良法も施行されておりますが、本地域にあっては、依然として次世代型の農作業の効率化や省力化を目指したスマート農業に代表される自動走行農機等の導入とその利用に対応した農地の大区画化や農業水利施設の長寿命化、更新整備には至っていないのが現状であり、これら本地域の課題の解消に向けては、将来を見据え組合員の皆さまの声に真摯に耳を傾けながら、この命題に取り組んでまいります。

これまで培われた本区の持つ強みを十分発揮しつつ、広く国民を支えてきた食糧基地としての誇りと同時に、その食を支えているのは我々農家であるということを常に肝に銘じ、国の大本農業に元気と活力を与えられるよう、また、若者が農業に夢を語れるような地域づくりに誠心誠意努めてまいります。

もとより微力ではございますが、本区の運営と事業推進のため、役職員一同決意を新たに精励する所存でございますので、これまで同様なお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に関係皆さまのご健康とご多幸をお祈り申し上げて、私の挨拶といたします。

【理事長執務室内模様替え】



揺るぎないいなばの歴史  
歴代理事長とともに..

いなば刻まれた記憶

新たな歴史の幕開け



【理事長執務室内】

# 水土里ネットいなば基本理念

我々の美しい里には、豊かで親密な人間関係と豊富な水と土地がある。  
水土里ネットの存在意義を考え、《次の世代に『水』『土』を引き継ぐ》  
水土里ネットの新たな役割を果たす、《地域と共に『人』を育む》  
よって、水土里ネットが担うべき環境保全とは、『水』『土』を守り  
『人』を育むことである。

本区は、この理念を基に国民に信頼され、地域社会に必要とされる組織  
として認められるよう地域との連携を図りながら、積極的な活動を展開  
していきます。

※ 理念とは、物事に対してこうあるべきだという根本の考えです。また、理念は、持つことで言動  
や行動に一貫性を持てるものでもあります。

土地改良区の強みは、地域密着型であること。顔の見える強い信頼関係に裏打ちされた地域保全  
を根っこで支えている必須組織であります。

**水土里ネットいなばの第一義は、地域に必要とされること。  
これこそが、本区の理念です。**

これからも急激な時代の変化に本地域が取り残されないよう組合員の皆様の貴重なご意見に真摯に  
耳を傾け、十分検討を行った上で信頼やご期待にお応えできるよう努めてまいりますので、引き続き  
ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6月執行の総代選挙において、総代に当選し就任いたしました。

第一選挙区 5名



①馬渡  
②遠藤 純  
(えんどう じゅん)  
③S38年5月  
④1回



①高寺  
②渡部 修  
(わたなべ おさむ)  
③S42年1月  
④3回



①後田  
②岡部 源喜  
(おかべ もとき)  
③S39年5月  
④4回



①荒川  
②齋藤 優二  
(さいとう ゆうじ)  
③S31年7月  
④1回



①昼田  
②板垣 弘志  
(いたがき ひろし)  
③S33年10月  
④2回

第二選挙区 15名



①柳久瀬  
②富樫 俊昭  
(とがし としあき)  
③S27年10月  
④5回



①上町  
②松田 徹  
(まつた とおる)  
③S37年11月  
④3回



①下町  
②齋藤 政通  
(さいとう まさみち)  
③S44年6月  
④3回



①下町  
②阿部 光正  
(あべ みつまさ)  
③S32年5月  
④2回



①古郡  
②工藤 文男  
(くどう ふみお)  
③S26年7月  
④2回



①古郡  
②加藤 久幸  
(かとう ひさゆき)  
③S36年4月  
④1回



①大川渡  
②成澤 秀介  
(なりさわ しゅうすけ)  
③S30年12月  
④3回



①下中野目  
②渡部 速美  
(わたなべ はやみ)  
③S46年2月  
④1回



①野田目  
②菅原 直己  
(すがわら なおき)  
③S54年11月  
④2回



①越後京田  
②齋藤 豪  
(さいとう つよし)  
③S36年9月  
④4回

任期：令和2年6月15日から令和6年6月14日まで

注： ①地区 ②氏名 ③生年月日(Sは昭和の略称) ④当選回数



①藤岡  
②太田 晃二  
(おおた こうじ)  
③S48年2月  
④2回



①須走  
②成澤 広行  
(なりさわ ひろゆき)  
③S47年12月  
④2回



①三和  
②齋藤 智  
(さいとう さとる)  
③S35年1月  
④3回



①三和  
②今野 次男  
(こんの つぎお)  
③S31年9月  
④1回



①無音  
②高山 賢  
(たかやま けん)  
③S39年12月  
④4回

### 第三選挙区

10名



①八色木  
②鈴木 史紀  
(すずき ふみのり)  
③S36年1月  
④3回



①八色木  
②齋藤 卓也  
(さいとう たくや)  
③S45年8月  
④1回



①八色木  
②齋藤 功  
(さいとう こう)  
③S51年4月  
④1回



①八色木  
②石川 博幸  
(いしかわ ひろゆき)  
③S41年5月  
④2回



①八色木  
②水野 健二  
(みずの けんじ)  
③S52年4月  
④2回



①豊栄  
②成田 道哉  
(なりた みちや)  
③S33年2月  
④4回



①豊栄  
②富樫 正明  
(とがし まさあき)  
③S36年11月  
④2回



①小中島  
②石川 秀  
(いしかわ しゅう)  
③S32年7月  
④4回



①小中島  
②鈴木 良一  
(すずき りょういち)  
③S34年1月  
④4回



①小中島  
②鈴木 孝征  
(すずき たかゆき)  
③S46年7月  
④1回

令和2年このたびの役員改選に伴い、23年もの永きに亘り理事長の重責を務められました富樫達喜氏(三和出身)がご勇退なされました。

去る7月10日役員引継ぎの席におきましては、遠藤守前理事と共に本区の発展に深く係わりご尽力されましたその功績を称え、齋藤新理事長から組合員を代表して感謝状の贈呈がおこなわれました。

水土里ネットいなば  
第七代 理事長 (H9.7~R2.6)

富樫 達喜 氏  
(昭和22年7月19日生)



### 《在任中の主な役職、協議会委嘱など》

- ・平成9年7月～ 因幡堰土地改良区 理事長
- ・平成9年7月～ 黒瀬川改修整備促進協議会 理事
- ・平成9年7月～ 小黒川排水路維持管理協議会 監事
- ・平成9年8月～ 赤川水系渇水情報連絡協議会
- ・平成15年4月～ 山形県土地改良事業団体連合会 理事
- ・平成16年6月～ 山形県庄内農業管理公社 理事
- ・平成17年12月～ 鶴岡市農業振興協議会
- ・平成18年2月～ 藤島地域審議会
- ・平成18年8月～ 山形県農業農村整備推進委員会 委員長
- ・平成19年6月～ 藤島地域県道改良促進期成同盟会
- ・平成22年3月～ つや姫誕生の町活性化の会 相談役
- ・平成22年7月～ 山形県農業農村整備長期計画検討会議
- ・平成25年5月～ 山形県水資源保全総合計画検討委員会
- ・平成26年4月～ 最上川地域広域基盤確立推進委員会
- ・平成27年3月～ 藤島地域振興懇談会 副会長

このほか、更に20を超える委員に在籍なされました。

### 《経歴など》

- ・平成17年度 全国ほ場整備構造政策研究会 会長
- ・平成17年度 東北農業農村整備推進協議会 会長

### 《賞歴など》

- ・平成15年度 全国農業土木技術連盟広報大賞 優秀賞
- ・平成15年度 田んぼの学校企画コンテスト 企画賞 (農村環境整備センター)
- ・平成15年度 21世紀土地改良区創造運動 大賞 (全国土地改良事業団体連合会)
- ・平成18年度 山形県土地改良事業団体連合会長個人表彰
- ・平成22年度 鶴岡市産業経済功労者表彰
- ・平成22年度 全国土地改良功労者個人表彰
- ・平成24年度 山形県農村振興技術連盟 優秀賞
- ・平成24年度 農林水産大臣表彰
- ・平成30年度 農村振興技術連盟 大賞
- ・平成30年度 農村振興局長個人表彰

## 令和2年度 一般会計収入支出予算

令和2年3月10日、因幡堰土地改良区事務所に於いて通常総代会が開催され、各議案について慎重に審議がなされ、全議案が原案の通り可決されました。

なお、本年度より複式簿記による予算編成のため、前年度予算が未記載となっております。

[収入]

単位：円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		付記%
			増	減	
1 土地改良事業収入	85,359,000	-	-	-	73.48%
2 附帯事業収入	150,000	-	-	-	0.13%
3 基本財産運用収入	149,000	-	-	-	0.13%
4 特定資産運用収入	3,000	-	-	-	0.01%
5 業務受託料収入	950,000	-	-	-	0.82%
6 雑収入	1,900,000	-	-	-	1.63%
7 基本財産取崩収入	12,335,000	-	-	-	10.62%
8 特定財産取崩収入	2,062,000	-	-	-	1.77%
9 固定資産売却収入	1,000	-	-	-	0.01%
10 会計内繰入金	118,000	-	-	-	0.10%
11 繰越金	13,132,000	-	-	-	11.30%
収入合計	116,159,000	-	-	-	100.00%

[支出]

単位：円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		付記%
			増	減	
1 土地改良事業費支出	32,978,000	-	-	-	28.39%
2 一般管理費支出	71,890,000	-	-	-	61.89%
3 土地改良事業負担金支出	1,400,000	-	-	-	1.20%
4 固定資産取得支出	1,000,000	-	-	-	0.86%
5 基本財産積立支出	4,731,000	-	-	-	4.07%
6 特定財産積立支出	3,613,000	-	-	-	3.11%
7 雑支出	1,000	-	-	-	0.01%
8 会計内繰出額	118,000	-	-	-	0.10%
9 予備費	428,000	-	-	-	0.37%
支出合計	116,159,000	-	-	-	100.00%



## 令和2年度〔会計別〕賦課金について

納期限 第1期 令和2年4月30日

第2期 令和2年10月30日

(10a当り 単位：円)

会 計	会 計 内 訳	第1期	第2期	前年度比較
1 一般全地区	① 経 常 費 (事業償還金、事業負担金含む)	4,030		
	② 共 同 管 理 費	470		
	合 計 (①+②)	4,500	2,250	2,250
2 一般パイプ地区	① 経 常 費 (事業償還金、事業負担金含む)	4,030		
	② 共 同 管 理 費	470		
	③ 維 持 管 理 費	3,200		
	合 計 (①+②+③)	7,700	3,850	3,850
3 圃場パイプ地区	適 正 管 理 費	200	-	200
4 圃場オープン地区	適 正 管 理 費	200	-	200
5 柳久瀬地区	適 正 管 理 費	200	-	200
6 後田地区	適 正 管 理 費	200	-	200
7 第3事業区	適 正 管 理 費	200	-	200

納期限を過ぎた賦課金には日歩3銭(年利10.95%)の延滞金が徴収されます。

また督促状が発行された場合は、延滞金と督促手数料400円が加算徴収されます。

## [交付手数料について]

◎文書交付手数料は、下記の通りです。

1. 区費賦課証明書	1 件	5 5 0 円
2. 農林漁業資金年賦償還計画証明書	1 件	7 7 0 円
3. 原簿の謄本及び抄本	1 件	5 5 0 円
4. 土地改良事業地域に関する証明書	1 件	5 5 0 円
5. 原簿閲覧	1 種別 1 回	3 3 0 円
6. 事業計画図面閲覧	1 種別 1 回	3 3 0 円
7. 換地計画確定図面閲覧	1 種別 1 回	3 3 0 円
8. 各証明書等副本	1 通	2 2 0 円
9. 謄写図面交付	1 件	2 2 0 円
1 0. 農地転用に関する意見書（普通）	1 件	2, 2 0 0 円 以上
1 1. 農地転用に関する意見書（複雑）	1 件	4, 4 0 0 円 以上
1 2. 国有地に関する承諾書及び意見書	1 件	2, 2 0 0 円 以上
1 3. 工作物設置承諾書	1 件	2, 2 0 0 円 以上
1 4. 流水使用、排水等の許可申請書	1 件	5, 5 0 0 円 以上
1 5. 土地改良財産使用等の承諾申請書	1 件	3, 3 0 0 円 以上
1 6. 各承諾許可書等副本	1 通	2 2 0 円
1 7. 現地立会料	1 件	2, 2 0 0 円

## ☆ 水 を 大 切 に ☆

### (1) 用水の節水と有効利用について

組合員の皆様方は、用水の管理については大変なご苦勞をなされている訳け  
ですので、お互いに協力し合って節水につとめ、限られた水資源を有効に使って  
行きましょう。

### (2) 汚濁、汚染の放流禁止について

汚濁、汚染等の放流により、水路の汚れが最近ひどくなっている地域が見受け  
られます。これまで浄化槽設置を条件に許可したものであっても、施設に不備な  
点があった場合は、許可を取り消すこともありえますので十分注意して下さい。

## 〔農地の移動及び転用について〕

組合員が所有又は耕作している農地の名義が所有権移転、耕作権の移動、経営移譲・農地転用等により変更が生じた場合は、すみやかに本土地改良区へ届け出て、変更の手続きを取って下さるようお願いいたします。

変更の届け出は自己申請ですので、届け出がなければ賦課台帳等の修正はなされず、現資格者に賦課されることになります。

また変更される場合は、賦課金を滞納していないかよく確認してから行って下さい。もし、滞納している場合には、新資格者に支払い義務が生じますのでご注意願います。

### ----- こんな時は届け出しましょう！ -----

1. 名義変更の届け出
  - ①組合員が死亡したとき。
  - ②土地改良法第3条の資格者（納税義務者、所有者）が変わったとき。
2. 資格取喪の届け出
  - ①売買を行ったとき。
  - ②賃貸借関係の変更で、耕作者が変わったとき。
3. 新規組合員の届け出
  - ①売買により、新規組合員になるとき。
  - ②賃貸借関係により、新規組合員になるとき。
4. 組合員抹消の届け出
  - ①売買により、耕作地がなくなったとき。
  - ②小作地返還により、耕作地がなくなったとき。
5. 農業者年金受給による資格交替届け出
6. 住所変更の届け出

☆届け出用紙は土地改良区にありますので、印鑑をご持参の上おいで願います。

## 令和2年度〔一般会計〕事業概要について

令和2年度一般会計において予定されている事業は下記の通りですが、事業実施の時点で事業費の割当等により多少の変更がある場合もあります。

【通年維持管理事業】（一般会計）

単位：千円

事業種別	事業内容	事業費	摘要
山形県管理業務委託 基幹水利施設管理事業	東二号幹線用水路 L=5.5km	1,000	高寺分水工～柳久瀬 九日田分水工 維持管理事業
幹線用排水路等維持管理	草木刈払・土砂浚渫業務 等	170	〃
幹線用排水路等工事	道水路補修及び早魃対策 安全対策工事	3,600	〃

## 令和2年度 地区除外決済金について

本土地改良区内の農地を転用した場合は、速やかに本区に届け出る様お願いいたします。

届け出をされないと、いつまでも賦課金を徴収されることとなります。

各会計毎の決済金額は、次の通りです。

1. 維持管理事業費（一般全地区）	10a当り	178,910円
〃（一般パイプ地区）	〃	96,000円
2. 県営圃場整備事業費〔第7事業区〕（全地区）	〃	6,000円
3. 県営柳久瀬地区圃場整備事業費	〃	6,000円
4. 県営後田地区土地改良総合整備事業費	〃	6,000円
5. 第3事業区圃場整備事業費	〃	6,000円
6. 第5事業区圃場整備事業費	〃	6,000円

# 平成30年度 財務状況

平成31年度（令和元年度）第一回臨時総代会が令和2年8月9日に開催され、平成30年度の一般会計並びに特別会計決算書、財産目録、事業報告書が承認されました。

## 1. 収支決算書

〔一般会計〕

単位：円

歳 入			歳 出		
款	予 算 額	決 算 額	款	予 算 額	決 算 額
1 区 費	74,391,000	74,112,004	1 事務所費	50,698,000	45,541,345
2 雑 収 入	1,890,000	2,617,083	2 選 挙 費	120,000	35,478
3 繰 入 金	4,619,000	4,618,000	3 維持管理費	23,530,000	16,198,984
4 繰 越 金	18,953,000	18,953,264	4 財 産 費	7,920,000	6,226,846
5 受 託 費	939,000	939,600	5 負 担 金	9,069,000	8,168,960
6 支 援 金	9,000,000	8,987,618	6 諸 費	8,486,000	7,344,323
			7 繰 出 金	7,864,000	7,863,624
			8 予 備 費	2,105,000	0
計	109,792,000	110,227,569	計	109,792,000	91,379,560

歳入歳出差引残金18,848,009円は平成31年度へ繰越(内維持管理繰越金3,962,843円)

〔特別会計・1〕 圃場整備事業費（赤川地区第7事業区）

単位：円

歳 入			歳 出		
款	予 算 額	決 算 額	款	予 算 額	決 算 額
1 賦 課 金	2,125,000	2,121,978	1 諸 費	15,000	810
2 雑 収 入	28,000	19,299	2 繰 出 金	2,206,000	2,206,000
3 繰 入 金	2,000	2,000	3 オープン地区 適正管理費	1,000,000	0
4 繰 越 金	1,761,000	1,761,890	4 パイプ地区 適正管理費	500,000	0
			5 予 備 費	195,000	0
計	3,916,000	3,905,167	計	3,916,000	2,206,810

歳入歳出差引残金1,698,357円は平成31年度へ繰越

〔特別会計・2〕

単位：円

会計区分	予算額	歳入決算額	歳出決算額	差引残金
県営柳久瀬地区 圃場整備事業費	1,216,000	1,085,007	5,000	1,080,007
県営後田地区 土地改良総合整備事業費	1,411,000	1,409,163	4,000	1,405,163
第3事業区 圃場整備事業費	374,000	370,724	3,000	367,724
総代役員職員表彰 退任慰労金費	3,200,000	3,199,551	360,315	2,839,236
因幡堰土地改良区 職員退職給与金費	39,892,000	39,897,221	0	39,897,221
因幡堰土地改良区 基金積立金費	214,441,000	214,440,093	4,502,000	209,938,093
因幡堰土地改良区 除外決済金費	864,000	1,056,298	24,493	1,031,805

会計区分	予算額	歳入決算額	歳出決算額	差引残金
赤川地区共同管理費	105,800,000	115,748,140	93,986,038	21,762,102

歳入歳出差引残金は各会計毎に平成31年度へ繰越

## 2. 財産目録

[資産の部]

単位：円

摘 要	金 額
(1)流動資産（一般会計他会計基金積立金等）	23,683,798 円
(3)固定資産（建物・機械器具備品等）	22,648,754 円
(3)その他の固定資産（基本財産及び積立金等）	279,414,548 円
資 産 合 計	325,747,100 円

[負債の部]

単位：円

摘 要	金 額
(1)固定負債（任意更新積立金）	253,706,355 円
資 産 合 計	253,706,355 円



### 水路への「ゴミ捨て」はやめましょう

土地改良区の各施設の維持管理は、組合員の賦課金でまかなわれております。

刈草やゴミを水路に捨てますと水害やポンプ等施設の故障の原因となり、管理費の増加につながります。

みんなで注意しましょう。

限りある水資源を大切に使いましょう

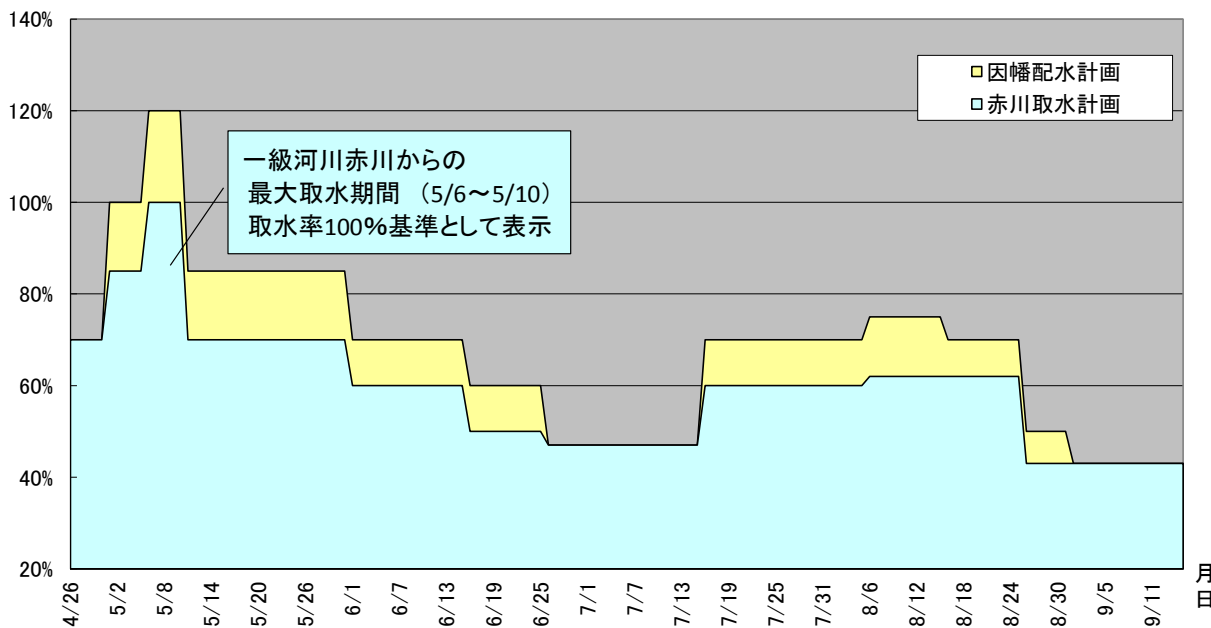
令和2年度は、下記配水計画に基づいて農業用水の供給をしております。

農業用水かんがい期間（4月26日～9月15日）

期間区分	浄化用水	水路維持用水(15日)			代かき期(15日)			普通期
	～4月10日	4月11日～(5)	4月16日～(5)	4月21日～(5)	4月26日～(5)	5月1日～(5)	5月6日～(5)	5月11日～(21)
赤川取水計画 規定流量(t/s)	4.500	11.881	16.752	23.322	29.012	35.229	41.446	29.012
代かき期最大 に対する 赤川取水率	11%	29%	40%	56%	70%	85%	100%	70%
代かき期最大 に対する 因幡配水率	11%	29%	40%	56%	70%	100%	120%	85%
ファームポンド・補水施設等の運用効果によるアップ								

期間区分	普通期(128日)							浄化用水
	6月1日～(15)	6月16日～(10)	6月26日～(20)	7月16日～(21)	8月6日～(20)	8月26日～(6)	9月1日～(15)	9月16日～
赤川取水計画 規定流量(t/s)	24.867	20.723	19.479	24.867	25.867	17.821	17.821	4.500
代かき期最大 に対する 赤川取水率	60%	50%	47%	60%	62%	43%	43%	11%
代かき期最大 に対する 因幡配水率	70%	60%	47%	70%	75%	50%	43%	11%
ファームポンド・補水施設等の運用効果によるアップ								

令和2年度 赤川取水計画及び水土里ネットいなば配水計画表



※今年も異常気象等も含めて渇水によっては、水源である赤川からの取水制限等により、本配水計画に大幅な変更が生じることもございます。その場合は速やかに地区総代、または生産組合長に報告し、渇水対策に努めますので、それぞれの地区におかれましても、更なる節水にご協力をお願いいたします。



# 田んぼダムプロジェクト

田んぼダムとは、水田の持つ貯留効果を利用してしっかり貯えゆっくりと排水するものです。農地、取り分け水田の持つ多面的機能でもあり、農家の地域貢献活動としては、低コストで防災効果が高い優れた取り組みとの評価もあります。

現在、田んぼダムの取り組みを表明している地区には、町内会単位で田んぼダム用の水位調整板を配布しておりますので、皆さまの地域でも町内会ごとにご検討の上、地区の土地改良区総代をとおして、水土里ネットいなばまでご相談ください。

最近ゲリラ豪雨も頻発傾向にありますので、河川の急激な増水を抑え、治水効果を更に発揮させ、地域生活や生命、財産を守るために、できるところからみんなで取り組みましょう。



水土里ネットいなば  
事務所（玄関）  
展示場

集排水柵

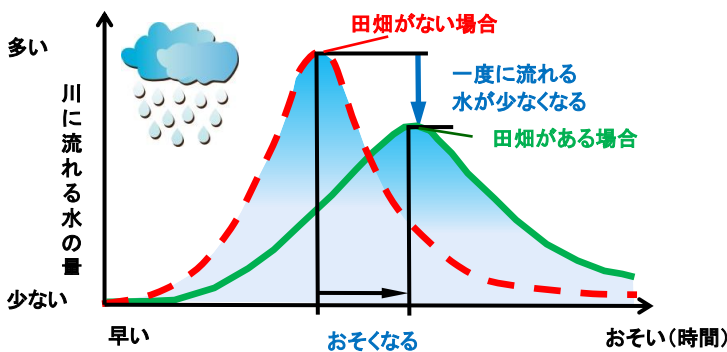
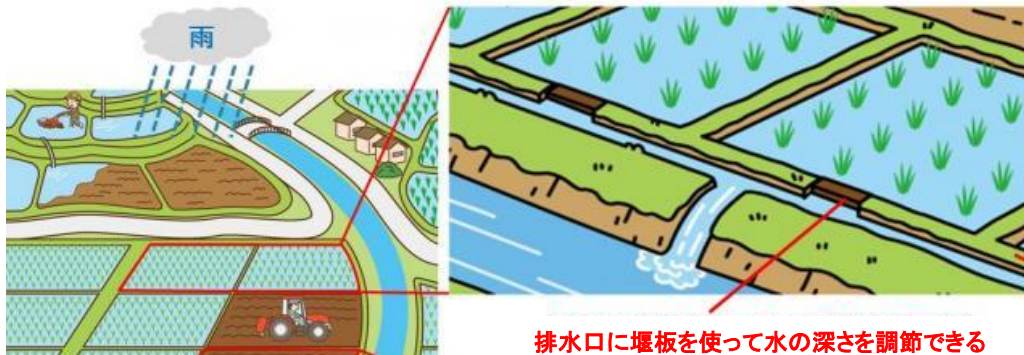
水位調整板

★ みんなで取り組もう ★

# 田んぼダムによる防災・減災の取組

農地・水・環境保全組織いなばエコフィールド協議会

## 田んぼダムの仕組み



## 水位調整板の設置状況



## 田んぼの湛水状況



本地区では、ほ場整備後、個々の農家が簡易的に塩ビ管やヒューム管を設置し排水対応を行っていたが、近年、発生が増している豪雨の際には、排水対応と排水施設等の保全に苦慮し、排水溝畦の洗堀や法面崩壊が発生していた。

このため、排水溝畦と法面の補強を行うとともに、水田の排水口に調整板を設置して水田の貯留機能向上を図ることで、大雨時のダム的な貯留効果を発揮している。

# 職員の配置について

令和2年度の職員配置は次の通りです。

## < 総務課 >

事務局長		佐藤友二
総務課長 (兼務)		佐藤友二
総務課長補佐 (兼務)		叶野直人
財務係長 (兼務)		本間洋昭
庶務係	(臨時職員)	柏倉奈緒

## < 会計課 >

会計課長		叶野直人
会計係 (兼務)		安藤寿克
会計補助 (兼務)	(臨時職員)	柏倉奈緒

## < 工務課 >

工務課長		本間洋昭
技術主幹	(嘱託職員)	山川利夫
工務係長		安藤寿克
技師		安野憲由

●各揚水機場の傭人は次の方々です。

施設名	所在地	氏名	施設電話番号
幹線施設・監視 (八栄島第2揚水機場)	区域全域	佐藤隆	—
三和第1、第2揚水機場 (八栄島第2揚水機場)	三和	鈴木雄次	—
八栄島第1、第2揚水機場	八色木、小中島	小鷹正廣	080-1651-4191

( ) は運転補助

# 多面的機能支払交付金農地維持支払活動の写真を必ず撮ろう!!

## 『ここがチェックポイント』

時期	内容	会議・役員会	農用地	水路・パイプライン	農道	植栽・ゴミ拾い ・田んぼダム
4月	機能点検及び診断		 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	春
	計画策定	 □写真撮影・□日報提出	※会議・役員会については、4月に限らず通年をとおして実施した際に必ず写真撮影をお願いします。飲料、茶菓子の購入・公民館使用料の請求がある場合、活動写真がないと事業からの支出ができなくなります。			
	泥上げ		 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出		
	ゴミ拾い	※ゴミ拾いは、農業施設（農用地・水路・農道）のゴミ拾いをしている写真（背景に農業施設が写っている）を必ず撮るようお願いします。				 □写真撮影・□日報提出
5・6月	植栽活動	※植栽活動は活動写真も必要ですが、農業施設（農用地・水路・農道）に定植またはプランターを設置している（並べられている）写真を必ず撮るようお願いします。				 □写真撮影・□日報提出
6・7月	草刈り	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 トラクター・モアの使用	
5・7月	田んぼダム		 大雨等の洪水時	 田んぼダムの状況	 □写真撮影・□日報提出	
7・8月	異常気象等の見回り	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	夏	
9月	草刈り	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出		秋
その他	物品購入	 仮置き砕石	 刈払機	 購入資材・リース機械の使用状況	赤土・砕石、刈払い機等備品の購入または、機械をリースした際は、購入・リースした物品と使用状況を撮影するようお願いします。	



安全教育に勝る安全対策はありません。  
 用排水路・揚水機場周辺での遊びは非常に危険ですので、  
 ご家庭でも十分に話し合う機会を設けていただきながら、  
 事故防止にご協力をお願いいたします。



### 事故等緊急連絡先

080-1842-3050 (工務課直通)